

生活困窮者就労準備支援事業実施要綱

平成27年4月1日施行

(目的)

第1条 本事業は、生活困窮者自立支援法に基づき、就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけでなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は八王子市とする。

(事業の実施)

第3条 本事業の全部または一部を、適切な運営ができると認められる事業者に業務を委託することができる。

(事業の対象者)

第4条 事業の対象者は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 次のいずれにも該当する者であって、かつ、就労準備支援事業の利用を申請した日において65歳未満の者であること。

ア 申請日の属する月における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第295条第3項の条例で定める金額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び昭和38年4月1日厚生省告示第158号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

イ 申請日における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。

(2) 前号に該当する者に準ずる者として八王子市が当該事業による支援が必要と認める者であること。

(事業内容)

第5条 八王子市自立相談支援機関相談支援員が作成し、支援調整会議で承認され、八王子市において決定された支援プランに規定された、次に掲げる各号の支援を実施するものとする。

- (1) 就労準備支援プログラムの作成・見直し
- (2) 日常生活自立に関する支援
- (3) 社会的自立に関する支援
- (4) 就労自立に関する支援

(支援の実施期間)

第6条 3ヶ月を1期とし、最大4期まで、1年を超えない期間とする。

(支援員の配置)

第7条 就労準備支援を行う者は、原則として厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けた者とする。また、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者など、生活困窮者等への就労支援を適切に行うことができる人材を配置する。

(留意事項)

第8条 事業の実施に当たっては、「就労準備支援事業の手引き」に基づき実施する。

(個人情報の保護)

第9条 事業に従事する者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはな

らない。また事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

(補則)

第10条 事業の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。